

佐賀県環境影響評価条例施行規則 の一部改正について

環境課

平成25年12月

環境影響評価(環境アセスメント)とは

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、

- ・事業者が事業実施前に、
- ・その事業に係る環境への影響について調査、予測及び評価を行い、
- ・その結果を公表して、住民等から意見を聴き、
- ・これらを踏まえて環境の保全の観点からより配慮した事業計画を作り上げていこう

という制度

環境影響評価条例施行規則の改正理由

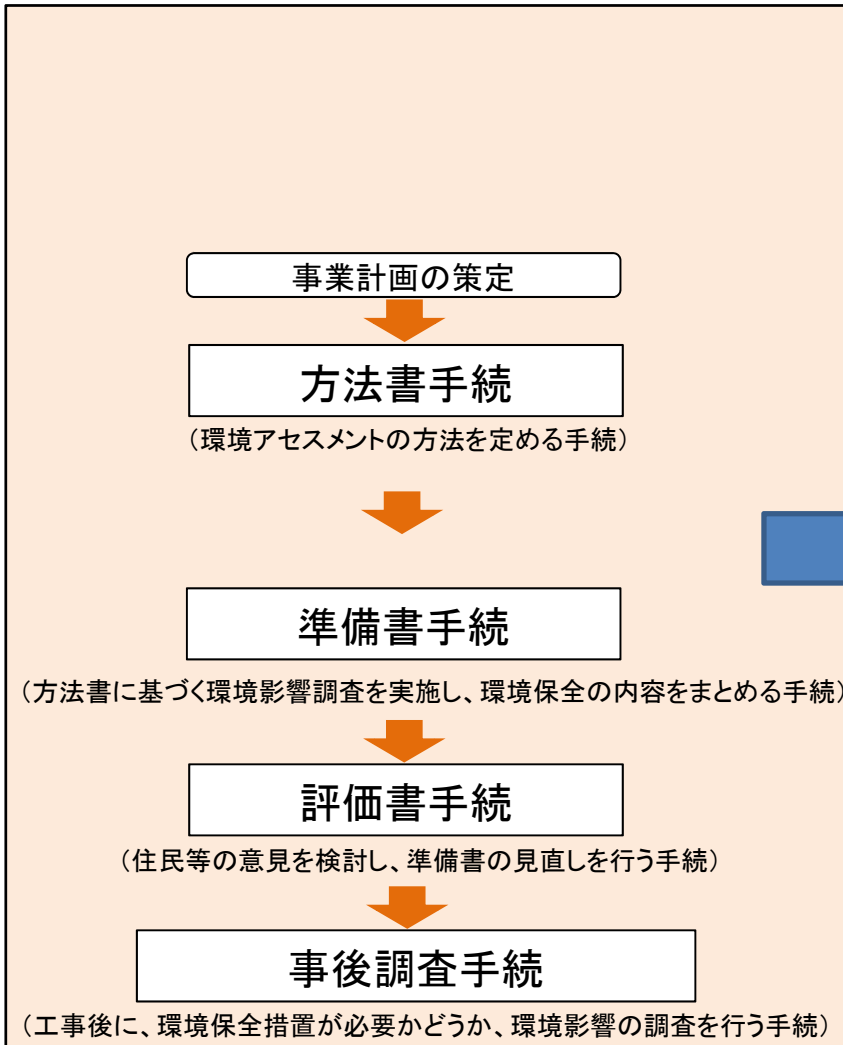
環境影響評価法の改正(平成25年4月1日施行)に伴うもの

- 1 環境影響評価条例の一部改正(25年3月25日公布、26年4月1日施行予定)で追加した計画段階配慮書手続等について、詳細を定める。
- 2 アセス対象に、風力発電所を追加する。

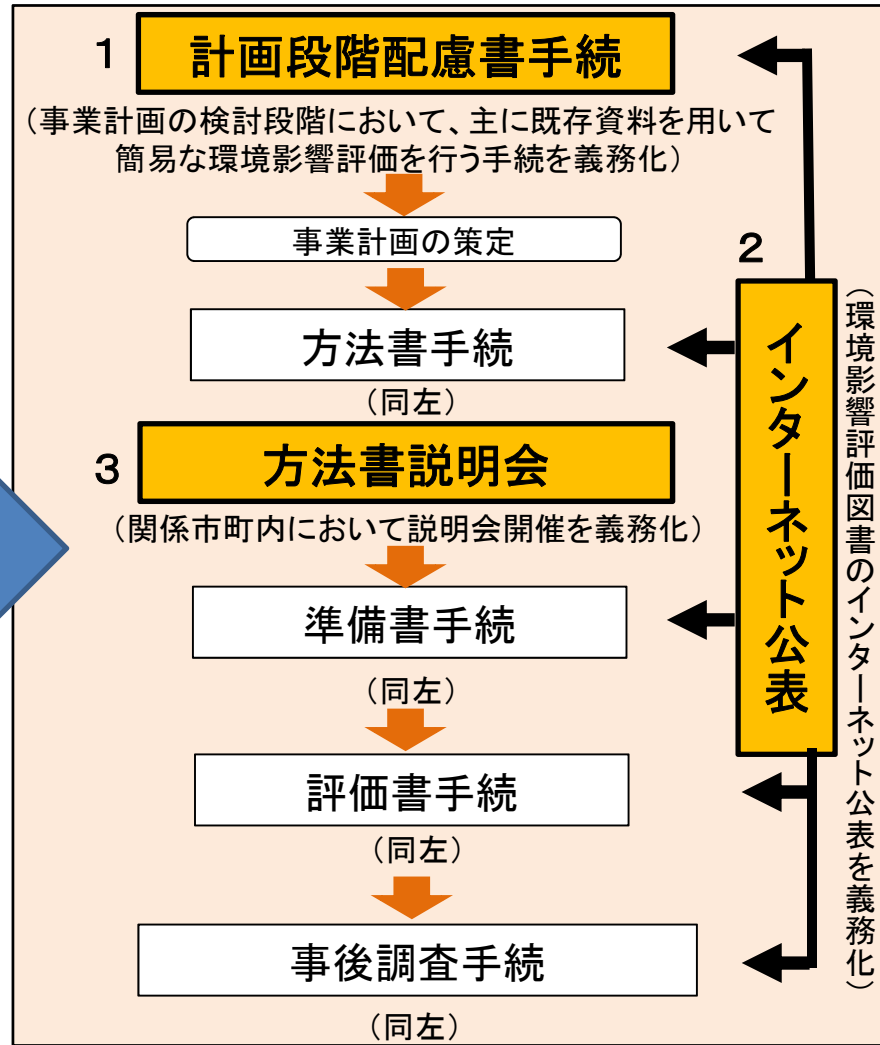
(参考) 条例改正の概要(平成25年3月25日公布)

(環境アセスメント手続の流れ)

(改正前)



(改正後)



規則改正の概要(1)

- 1 計画段階環境配慮書手続に関して、公表方法、知事が意見を述べる期間等について規定
 - ・配慮書の公表は、一般の方の交通の便を考慮して、配慮書事業者の事務所、関係市町の施設等で行う
 - ・知事意見を述べる期間は、配慮書の送付を受けた日から90日以内とする
- 2 インターネットによる環境影響評価図書(配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査報告書)の公表方法について規定
 - ・インターネット公表は、事業者、県、関係市町のウェブサイトへの掲載のうち適切な方法で行う
- 3 方法書説明会の開催に関して公告する方法等について規定
 - ・開催公告は、官報、インターネット、関係市町の広報誌、日刊新聞等への掲載のうち適切な方法で行う

規則改正の概要(2)

4 アセス対象事業に「風力発電所」を追加

【風力発電所のアセス対象要件】

- ・出力が3,500キロワット以上である風力発電所(海岸線から1キロメートルを超える海域に設置されるものを除く。)の設置の工事の事業

5 その他、所要の改正を行う

6 施行期日 平成26年4月1日予定